

特定事業（愛知県営上郷住宅PFI方式整備等事業）の選定の一部変更について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第7条の規定により、令和元年7月25日付けで特定事業として選定した愛知県営上郷住宅PFI方式整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第11条の規定による特定事業の選定に当たっての客観的な評価を次のように変更します。

令和元年11月1日

愛知県知事 大村 秀章

1（5）イ（ア）整備対象施設のうち、「b 建替集会所（建替住棟と同一棟とする。）」を「b 建替集会所」に変更する。

1（6）ア 事業契約の締結の文中「令和元年11月」を「令和2年2月」に変更する。

1（6）イ 事業期間等の文中「令和元年11月から令和5年1月まで」を「令和2年2月から令和5年4月まで」に変更する。